

# 川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正理由

民間事業者のノウハウやマンパワー等を有効に活用しながら、図書館の事業・サービスの質を向上させつつ、これまで本市が培ってきた知識・経験の継続や、公共性に配慮した上で、新たな管理・運営手法として指定管理者制度を導入する。

## 2 指定管理者制度導入の経緯

令和3年3月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」の実現に向け、効率的・効果的な管理・運営手法を検討し、令和4年8月に策定した「市民館・図書館の管理・運営の考え方」において、一部の図書館に指定管理者制度の導入を進めることとした。

## 3 改正の主な内容

### (1) 条例の題名の改正

これまでの図書館の位置等に加え、図書館の管理や業務の範囲などを条例に定めるため、「川崎市立図書館設置条例」から「川崎市立図書館条例」に題名を改めるもの

### (2) 指定管理者制度の導入

指定管理者に図書館の管理を行わせるための指定の手續、指定管理者が行う管理の基準、図書資料の収集や分類、図書館の施設等の維持管理などの業務の範囲を定めるもの

### (3) 規則事項の移行

指定管理者制度の導入に伴い、川崎市立図書館規則で定めていた開館時間及び休館日、事業等の事項を条例に定めるもの

## 4 施行期日

規則で定める日。ただし、指定管理者に係る改正規定の一部については、公布の日